ちゃんぷる 5G HOME 通信サービス利用約款

第 1 章 総則

第 1 条（約款の適用）

1. 有限会社メディアちゃんぷる沖縄（以下「当社」といいます）は、この「通信サービス契約約款」（以下「本約款」といいます）に基づき、「ちゃんぷる 5G HOME」（以下「本サービス」といいます）を提供します。
2. 本約款は、本サービスの利用契約（以下「利用契約」といいます）を結ぶすべてのご契約者（以下「契約者」といいます）に適用されます。契約者は、本サービスへの申し込みを行った時点で、本約款のすべての条項に同意したものとみなされます。
3. 当社が提供するサービスサイト、マイページ、その他の媒体等において提示する個別の利用規約、重要事項説明、注意事項、および「ご利用ガイド」等は、本約款の一部を構成するものとし、本約款と個別規定の内容が衝突する場合は、個別規定が優先して適用されるものとします。

第 2 条（約款の変更）

1. 当社は、契約者の承諾を得ることなく、いつでも本約款を任意に変更できるものとします。
2. 当社が本約款を変更する場合、変更後の約款の効力発生日およびその内容を、あらかじめ当社ウェブサイトへの掲載、または契約者へ電子メール等で通知するものとします。
3. 契約者が、約款変更の効力発生日以降に本サービスを利用した場合、または効力発生日までに解約手続きを行わなかった場合、当該変更に同意したものとみなされます。

第 3 条（用語の定義）

本約款において使用する用語の定義は、次の各号に定めるとおりとします。

1. **「契約者」**：当社と本サービスの利用契約を締結している個人または法人。
2. **「申込者」**：本サービスの利用を希望し、当社に申し込みを行った個人または法人。
3. **「回線提供元」**：当社に対して通信回線・インフラを提供する電気通信事業者（提携キャリア）。
4. **「レンタル機器一式」**：当社が契約者に対して貸与するホームルーター端末本体、内蔵 SIM カード、AC アダプタ、LAN ケーブル、その他の附属品、およびお届け時の梱包箱等の一切。
5. **「設置先住所」**：契約者が申込時に登録した、本サービスを固定的に利用する場所。
6. **「安心サポート」**：端末の故障、破損、水濡れ等のトラブル時に、当社指定の交換

用端末を提供する有償の補償オプションサービス。

第 4 条（通知の方法）

1. 当社から契約者への通知は、本約款に別段の定めがある場合を除き、契約者が登録した電子メールアドレスへの送信、マイページへの掲載、または当社ウェブサイトへの開示等、当社が適当と判断する方法により行います。
2. 電子メールによる通知は、当社が契約者の登録メールアドレス宛にメールを発信した時点、ウェブサイトやマイページへの掲載による通知は、当該内容をアップロードした時点で、契約者に到達したものとみなします。

第 2 章 契約の締結およびプラン

第 5 条（利用契約の申込み）

1. 本サービスの利用を希望する申込者は、本約款および重要事項説明書の内容を十分に理解し、これに同意の上、当社指定の手続きに従って申し込みを行うものとします。
2. 申込者は、申し込みにあたり、本人確認書類の提出その他当社が求める情報の提供を誠実に行うものとします。

第 6 条（契約の成立および基準日）

1. 利用契約は、当社が申込者の申請を審査し、これを承諾した日（以下「契約成立日」といいます）をもって成立するものとします。
2. 本サービスの利用料金、および課金開始の基準となる日は、当社がレンタル機器一式を発送した日、または開通手続きが完了した日のいずれか早い方とします。

第 7 条（契約締結の拒絶・承諾の取消）

当社は、申込者が以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合、申し込みを承諾しない、または承諾後であっても事前の通知なく契約を解除できるものとします。

1. 申込内容に虚偽、記入漏れ、または誤記がある場合。
2. 過去に当社との契約において、料金の未納、支払遅延、またはその他規約違反行為（強制解約等を含む）があった場合。
3. 本サービスの提供元である回線キャリア、または決済代行会社等の審査により、契約不適当と判断された場合。
4. 他人名義、偽名、または虚偽のクレジットカード情報等を使用して申し込んだ場合。
5. 転売、再販売、賃貸（転貸）、その他自己の私的利用以外の商業目的・不当な目的で本サービスを利用する、またはそのおそれがあると当社が判断した場合。
6. 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、これらに準ずる者）に該当する場合、またはその関係者であると合理的に疑われる場合。
7. その他、当社が契約締結を不適当と合理的に判断した場合。

第 8 条（初期事務手数料）

本サービスは、利用開始にあたっての「初期事務手数料」を 0 円とします。

第 9 条（最低利用期間および違約金）

1. 本サービスには、最低利用期間（ご契約期間の制限）を設定いたしません。
2. ご契約期間の長短にかかわらず、いつご解約いただいても、解約金、違約金、または早期契約解除に伴う精算金等は一切発生いたしません。ただし、契約終了時のレンタル機器一式の返却義務については、第 4 章（第 20 条）の定めに従うものとします。

第 10 条（プランの変更）

1. 契約者は、当社指定の手続きを行うことにより、契約プランの変更を申請できるものとします。
   プラン変更の適用時期および手数料等については、別途当社が定める規定に従うものとします。

2.（長期継続利用特典）
   当社は、本サービスの利用契約が 12 ヶ月を超えて継続している契約者に対し、利用開始から 13 ヶ月目以降の月額利用料金から、毎月 330 円（税抜 300 円）を割引く特典（以下「長期継続利用特典」といいます）を適用するものとします。

   1. 本特典は、契約者のプラン（25GB プラン、50GB プラン等）にかかわらず一律の割引額が適用されます。

   2. 当社は、当社の都合により、契約者への事前の通知なく、本特典の内容を変更し、または本特典の提供を終了することができるものとします。本特典の変更または終了により契約者に生じた損害や不利益について、当社は一切の責任を負いません。

第 3 章 サービス提供および通信制限

第 11 条（ベストエフォート型通信の免責）

1. 本サービスは、回線提供元のネットワークを利用した「ベストエフォート型」の通信サービスです。最大通信速度は規格上の論理値であり、実際の通信速度を保証するものではありません。
2. 当社は、建物の構造（鉄筋コンクリート壁や高遮蔽物等）、周囲の地形、天候、他の電波との干渉、夜間や週末等の回線混雑時間帯、その他電波の特性に起因する通信速度の低下、接続不能、通信障害等について、契約者に対し一切の責任（利用料金の減額、返金、損害賠償等を含む）を負わないものとします。

第 12 条（設置先住所の厳守）

1. 本サービス（提供されるホームルーター機器）は、契約者が申し込み時に登録した「設置先住所」での据え置き利用を前提としています。

2. 契約者は、登録された設置先住所以外の場所（お車での移動中、ご旅行先、その他一時的な滞在先を含む）に機器を持ち込み、通信を行うことはできないものとします。
3. 登録住所以外での通信や移動中の利用によって生じた通信不具合、通信規制、端末の故障等について、当社は一切のサポートおよび保証を行いません。

第 13 条（通信容量制限）

1. 契約者は、自身が選択したプラン（25GB プラン、または 50GB プラン）の上限容量を超えて通信を行うことはできません。
2. 当月のご利用データ量がプランの上限に達した場合、当社または回線提供元は、当月末日まで通信速度を 200kbps に制限します。

第 14 条（50GB プランにおけるお昼時間の帯域制限）

1. 「50GB プラン」の契約者に限り、月間のデータ利用量の残量に関係なく、毎日「12:00～13:00」の間は、通信速度を一律で【最大 1Mbps】に制限します。
2. 契約者は、本制限がネットワーク混雑回避およびサービス全体の安定運用のために必要な措置であることを承諾し、これに対して異議を申し立てないものとします。

第 15 条（異常通信への対応および免責）

1. 当社および回線提供元は、著しく大量の通信を行いネットワークに過大な負荷を与える利用、または不正利用（不正アクセス、DDoS 攻撃等）が疑われる通信について、予告なく一時的に通信速度を制限し、または通信を遮断することができるものとします。
2. 本章に定める通信制限、速度低下、または通信遮断により、契約者または第三者に生じた一切の損害（業務停止、オンライン会議の切断、ライブ配信やオンラインゲームの障害等による逸失利益を含む）について、当社および回線提供元は一切の責任を負いません。

第 4 章 レンタル機器の管理・故障・安心サポート

第 16 条（レンタル機器の貸与および所有権）

1. 当社は、契約者に対し、本サービスを利用するために必要なレンタル機器一式を貸与します。
2. レンタル機器一式の所有権は、利用契約の期間中および契約終了後を問わず、すべて当社に帰属します。利用契約の締結および履行は、レンタル機器一式の所有権をご契約者に移転させるものではありません。
3. 契約者は、レンタル機器一式について、第三者への譲渡、転売、質入れ、貸与、その他当社の所有権を侵害する一切の処分行為を行ってはならないものとします。

第 17 条（レンタル機器の管理義務および故障時の原則）

1. 契約者は、レンタル機器一式を「善良な管理者の注意（善管注意義務）」をもって

適切に管理・保管し、本サービスの利用目的以外に使用してはなりません。

2. 契約者は、レンタル機器一式に不具合、故障、破損、または紛失が生じた場合、直ちに当社サポートデスクへ連絡し、その指示に従うものとします。
3. レンタル機器一式に故障、破損、水濡れ、または紛失等のトラブルが生じた場合、第 18 条（初期不良）および第 19 条（安心サポート）に定める例外を除き、契約者は原則として第 21 条に定める端末弁償金（19,800 円・税込）を支払い、有償にて当社検品済端末と交換するものとします。

第 18 条（初期不良への対応）

1. 契約者は、レンタル機器一式を受領した日（以下「受領日」といいます）から 8 日以内に、機器の動作確認を行うものとします。
2. 受領日から 8 日以内に、契約者の責に帰すべき事由によらない自然故障または動作不備（以下「初期不良」といいます）が発覚した場合、契約者は直ちに当社へ連絡するものとします。当社は初期不良と確認できた場合に限り、無償で代替機器（検品済端末）と交換いたします。なお、初期不良に伴う該当機器の当社への返送費用は当社負担（着払い）とします。
3. 受領日から 9 日以上経過した後に申告された故障、動作不良等については、初期不良としての取り扱いは行わず、次条に定める「安心サポート」の加入状況に応じた対応（第 17 条第 3 項に基づく有償交換、または「安心サポート」による補償対応）を行うものとします。

第 19 条（安心サポートオプション）

1. **「安心サポート」**（以下「本オプション」といいます）とは、月額 330 円（税込）の利用料金にて、ご契約中のホームルーター端末の故障、破損、水濡れ等のトラブル発生時に、当社の検品済端末と交換補償を提供する有償のオプションサービスです。
2. 本オプションの適用条件、適用範囲および制限事項は、以下の各号に定めるとおりとします。
    - **加入条件**：本オプションへの加入は、本サービスの**新規お申し込み時と同時の加入に限る**ものとし、ご契約期間の途中からの加入は一切できません。
    - **補償対象期間**：本オプションによる補償が適用される期間は、本オプションの有効な加入期間内に限られます。
    - **再利用時の費用（回数制限）**：本オプションを利用して補償（端末交換）を受けた後、**12 ヶ月以内に再度補償の適用を受ける場合**は、1 台あたり 9,900 円（税込）の交換手数料が発生いたします。
    - **初期不備との関係**：第 18 条に基づく受領後 8 日以内の初期不備（初期不良）については、本オプションの利用回数にカウントせず、無償にて交換

対応を行います。

- **返送送料：**本オプションの適用に伴い、故障端末等を当社へ返送する際の送料は、当社負担（着払い）とします。
- **解約時の補償除外**：理由の如何を問わず、本サービスの解約時（契約終了時）における端末の水没、全損、破損、紛失等については本オプションの補償対象外となり、第 21 条に基づく端末弁償金（19,800 円・税込）が発生いたします。

第 20 条（契約終了時の返却義務および期限）

1. 理由の如何を問わず（契約者による自主解約、当社による強制解約、その他サービスの提供終了等)、利用契約が終了した場合、契約者はレンタル機器一式を、解約日（契約終了日）から【7 日以内】に当社指定の住所へ必着で返却する義務を負います。
2. レンタル機器一式の返却に要する梱包費用および送料は、すべて契約者の自己負担（元払い）とします。
3. 契約者は、機器の返却にあたり、必ず荷物の追跡および配達完了が確認できる配送方法（ゆうパック、ヤマト運輸、佐川急便等の宅配便）を利用し、発送時に発行される「送り状（追跡番号)」を、当社より返却完了の通知があるまで適切に保管するものとします。普通郵便、レターパックライトなど、対面受領や追跡が不十分な配送方法による紛失リスクは、すべて契約者が負うものとします。
4. 契約者が「着払い」にて返却した場合、当社は受取を拒否できるものとします。当社がこれを受領した場合は、発生した送料の実費に、当社が定める事務手数料を加算した金額を、契約者の登録クレジットカードより決済、または別途請求するものとします。ただし、第 18 条に基づく初期不良対応による返送の場合を除きます。
5. 返却時の輸送中の衝撃による破損を防ぐため、契約者はお届け時の梱包箱に戻すか、または十分な緩衝材（プチプチ等）で丁寧に梱包した状態で発送するものとします。不十分な梱包に起因する輸送中の破損は、すべて契約者の過失とみなします。

第 21 条（未返却および破損時の弁償金）

1. 解約日（契約終了日）から 7 日を経過してもレンタル機器一式が当社指定の住所に到着しない場合、または返却された機器に過失による故障・破損・汚損（シールの貼付、落書き、分解跡、水没、全損、欠品等を含む）があり再利用が不可能であると当社が合理的に判断した場合（第 19 条第 2 項に定める解約時の補償除外を含む)、契約者は当社に対し、以下の損害賠償金（弁償金）を直ちに一括で支払うものとします。
    - **端末弁償金（本体・内蔵 SIM カード・附属品一式）**：19,800 円（税込）
2. 契約者が前項の弁償金を支払った場合であっても、レンタル機器一式の所有権は契

約者に移転しないものとし、弁償金決済後に端末が発見されて返却された場合であっても、当社は受領した弁償金の返金は一切行いません。

3. 端末の未返却、破損、または返却遅延に伴い、当社が他のお客様へのサービス提供に支障をきたす等、第1項に定める弁償金額を超える損害を被った場合、当社は契約者に対し、その実損額（得べかりし利益を含む）を別途請求できるものとします。

第5章 料金および支払方法

第22条（利用料金の課金）

1. 本サービスの基本月額利用料は、契約者が選択した各プランに定められた金額とします。ただし、第10条の2に定める長期継続利用特典の適用条件を満たす場合、基本月額利用料から所定の割引額を控除した金額を請求するものとします。
2. 「安心サポート」等の有償オプションを契約している場合、オプション月額利用料金（安心サポート：月額330円・税込）が基本月額利用料に加算されて請求されます。
3. 本サービスの利用料金の課金は、第6条第2項に定める基準日（レンタル機器の発送日または回線開通日のいずれか早い方）の属する月の翌月から開始されるものとします。なお、基準日の属する月（初月）の月額利用料およびオプション料金は無料とします。
4. 課金開始月以降の月額利用料等については、日割り計算を行わないものとし、1ヶ月分の満額を請求するものとします。ただし、当社が別途認めるキャンペーン等が適用される場合は、その条件に従うものとします。

第23条（解約月の利用料金）

1. 契約者が月途中で解約した場合、解約月の基本月額利用料およびオプション料金は日割り計算を行わず、1ヶ月分の満額を請求するものとします。
   ただし、第22条第3項に定める課金開始月（翌月）を迎える前の初月（基準日の属する月）に解約する場合、月額利用料およびオプション料金は一切発生しないものとします。
2. 契約者は、解約手続きを行った月であっても、当月末日まで本サービスを利用できるものとします（ただし、解約処理の都合上、早期に通信を停止する場合を除きます）。

第24条（お支払い方法）

1. 本サービスのお支払い方法は、原則として契約者本人名義の「クレジットカード決済」のみとします。
2. 契約者は、利用するクレジットカードの会員番号、有効期限、その他登録情報に変更があった場合、またはカードの紛失・再発行等があった場合は、直ちにマイページ等を通じて登録情報を更新するものとします。

3. デビットカードおよびプリペイドカードについては、月額料金の継続決済システムに対応していない場合があるため、原則としてご利用いただけません。万が一これらが登録され、決済エラー等が発生した場合、その責任はすべて契約者が負うものとします。

第 25 条（決済エラー時の対応および遅延損害金）

1. クレジットカードの限度額超過、有効期限切れ、口座の残高不足、またはその他の事由により、月額料金等の決済が不成立（決済エラー）となった場合、契約者は、当社が別途指定する方法（コンビニ支払い、銀行振込等）により、速やかに未払金を支払うものとします。その際の振込手数料等の費用は、すべて契約者の負担とします。
2. 決済エラーが発生した場合、当社は事務手続き等の手数料として、一律 330 円（税込）を当該月のご請求額に加算して請求できるものとし、契約者はこれに同意するものとします。
3. 契約者が利用料金その他の支払債務を支払期日までに履行しない場合、契約者は、支払期日の翌日から支払完了の日に至るまで、年 14.6%の割合による遅延損害金を、未払金に加算して支払うものとします。

第 26 条（通信停止および強制解約）

1. 支払期日を経過しても月額利用料その他本約款に基づく債務の支払いが確認できない場合、当社は、契約者に対して催告することなく、直ちに本サービスの通信回線を一時停止（利用停止）できるものとします。
2. 前項の利用停止措置をとった後、当社が指定する期日までに支払いが確認できない場合、当社は事前通知を要することなく、直ちに利用契約を強制的に解除（解約）できるものとします。
3. 本条に基づく利用停止および強制解除によって、契約者または第三者に生じた一切の損害（業務上の支障、データの損失等）について、当社は一切の責任を負いません。また、強制解除となった場合であっても、契約者は解約月の利用料金、未払金、遅延損害金、および端末弁償金の支払義務を免れないものとします。

第 6 章 禁止事項およびサービス制限

第 26 条（禁止事項）

契約者は、本サービスの利用にあたり、自らまたは第三者をして、以下の各号に該当する行為を行ってはなりません。

1. 当社から貸与されたレンタル機器一式を、第三者に転売、譲渡、貸与（転貸）、質入れ、担保提供、またはオークションやフリマアプリ等へ出品する行為。
2. レンタル機器に内蔵されている SIM カードを端末本体から抜き取り、スマートフォン、他のモバイルルーター、PC、M2M 機器など、当社指定以外のデバイスに

挿入して通信を行う行為。

3. 当社の事前の書面による承諾なく、本サービス、回線、またはレンタル機器一式を商業目的（再販売、レンタルサービスとしての提供等）に利用する行為。
4. お申し込み時に、虚偽の氏名、生年月日、住所、連絡先、クレジットカード情報等を登録する行為、または他人の名義、身分証明書、カード情報を無断で使用して申し込む行為（名義貸し、身分詐称を含む）。
5. 当社、回線提供元、または他者の著作権、特許権、商標権、名誉、プライバシー、その他の法的権利を侵害する行為、または誹謗中傷、詐欺、その他の犯罪に結びつく行為。
6. 公序良俗に反する情報、有害なコンピュータープログラム、または国内外の法令に違反するデータを送信・配信する行為。
7. 当社のサーバー、ネットワーク、通信回線等に対して過度な負荷をかける行為、スパムメールの大規模配信、DDoS 攻撃、ハッキング、セキュリティホールの悪用、その他通信の安定を阻害する行為。
8. 当社が指定した「設置先住所」以外の場所にレンタル機器を持ち込み、通信を行う行為。
9. 当社、または当社のサポートスタッフに対して、社会通念上許容される範囲を超えた暴言、威嚇、強迫、不当な要求、または長時間の拘束等を行う行為（第 34 条に定めるカスタマーハラスメント行為）。
10. その他、当社が契約者として、または通信サービスの利用者として不適当と合理的に判断した行為。

第 27 条（禁止事項違反への処置および通信停止）

1. 契約者が前条（禁止事項）に規定するいずれかの行為を行ったと当社が判断した場合、当社は事前の通知、催告を要することなく、直ちに該当契約者の通信回線の停止（利用停止）措置、または利用契約の解除（強制解約）を行うことができるものとします。
2. 前項の措置を講じた場合であっても、契約者は該当月までの利用料金、および未払金の支払義務を免れません。また、当社は契約者に対し、第 21 条に定める端末弁償金（19,800 円・税込）を直ちに請求できるものとします。
3. 禁止事項に違反したことにより、当社、回線提供元、または第三者に損害（調査費用、復旧費用、および合理的な弁護士費用を含む）が発生した場合、契約者はそのすべてを賠償する責任を負うものとします。

第 28 条（なりすまし・不正契約への対策）

1. 当社は、架空名義、他人の名義、または不正なクレジットカードの利用が疑われる契約を検知した場合、該当回線の通信を直ちに停止し、警察等の公的機関へ通報するとともに、契約情報を開示できるものとします。

2. 前項の不正な手段により契約が締結されたと判明した場合、利用契約は当初から無効であったものとし、当社は、それにより被った損害の賠償を、該当する申込者または実行者に対して請求します。

第 29 条（自己責任の原則）

1. 契約者は、本サービスを利用して送受信するデータ、アクセスするウェブサイト、および利用する各種インターネットサービスについて、自己の責任と費用において管理・判断するものとし、それにより生じたトラブルや被害について、当社に一切の責任を追及しないものとします。
2. 契約者の管理不十分、使用上の過誤、または第三者の無断利用（同居人や知人による利用等を含む）により本サービスが利用され、料金や損害が発生した場合であっても、その責任はすべて契約者が負うものとします。

第 30 条（権利義務の譲渡禁止）

契約者は、本約款に基づく利用契約上の地位、またはこれに基づき生じる権利もしくは義務の全部または一部を、第三者に譲渡、承継、または担保に供することはできないものとします。

第 7 章 個人情報の取り扱い

第 31 条（個人情報の取得および保護）

1. 当社は、本サービスの申込、利用、およびサポートの過程において、契約者または申込者から取得した個人情報（氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、クレジットカード情報、本人確認書類に記載された情報等）を、個人情報保護法および当社の定めるプライバシーポリシーに従い、適切かつ厳重に管理します。
2. 当社は、個人情報の漏洩、滅失、または毀損の防止その他の安全管理のために、必要かつ適切な措置を講じるものとします。

第 32 条（個人情報の利用目的）

当社は、契約者から取得した個人情報を、以下の目的の範囲内でのみ利用し、契約者の同意なく目的外の利用は行いません。

1. 本サービスの契約審査、開通手続き、本人確認、およびレンタル機器の配送・回収業務。
2. 本サービスの利用料金等の請求、決済処理、支払状況の確認、および未納時の督促連絡。
3. 本サービスおよび「安心サポート」等のオプション提供に伴うサポート、お問い合わせ対応、およびメンテナンス等の連絡。
4. 障害情報、メンテナンス情報、約款改定など、本サービスの運営に関する重要な通知。
5. 当社または提携先が提供する他サービス、新プラン、キャンペーン等の情報案内（電子メール、ダイレクトメール等）。※契約者から配信停止の申し出があった場

合を除く。

6. 本サービスの利用動向の分析、品質向上、および新規サービスの開発に必要な統計データの作成（個人を特定できない状態に加工したデータに限ります）。

第 33 条（第三者への情報提供および委託）

1. 当社は、以下のいずれかに該当する場合を除き、契約者の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供しません。
    - 法令に基づく場合。
    - 人の生命、身体、または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
    - 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
    - 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
2. 当社は、本サービスの提供、レンタル機器の配送・回収、決済処理、および債権回収等の業務の一部を第三者に委託する場合、委託先に対して必要かつ適切な監督を行い、個人情報を必要最低限の範囲で開示・共有することがあり、契約者はこれに同意するものとします。

第 8 章 カスタマーハラスメント・不当請求への対応

第 34 条（カスタマーハラスメントに対する措置）

1. 契約者（申込者、およびこれらに関係する第三者を含みます）は、当社、当社のサポートスタッフ、または関係者に対し、以下に定める社会通念上許容される範囲を超えた不当・不適切な行為（以下「カスタマーハラスメント」といいます）を行ってはなりません。
    - 暴言、大声、威嚇、強迫、その他脅迫的な言動。
    - 侮辱、人格を否定する発言、または誹謗中傷。
    - 執拗な同一内容の問い合わせ、または合理的な理由のない長時間の電話拘束等（業務妨害行為）。
    - 当社に過失がない、または不可抗力による通信障害等に対する、不当な金銭補償、月額料金の免除、契約条件外の特別対応等の要求。
    - インターネット、SNS、口コミサイト等への事実に反する、または誇張された誹謗中傷・悪評の書き込み、およびこれらを用いた脅迫行為。
2. 契約者の行為が前項各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合、当社は契約者に対するサポートの提供を直ちに断り、事前の通知や催告を要することなく、直ちに通信回線の停止および利用契約の解除（強制解約）を行うことができるものとします。

3. カスタマーハラスメントにより当社、当社のスタッフ、または第三者に損害が発生した場合、契約者はそのすべてを賠償する責任を負うものとし、当社は必要に応じて刑事告訴または民事訴訟等の法的手続きを講じるものとします。

第 35 条（不当な返金要求の拒絶）

1. 契約者は、第 11 条（ベストエフォート型通信の免責）および第 15 条（異常通信への対応および免責）に基づき、電波状況、周辺環境、通信制限、その他当社の責に帰すべき事由によらない通信速度の低下や接続不良を理由として、利用料金の返金、減額、または支払いの免除を求めることはできないものとします。
2. 契約者が利用開始後に「電波が入らない」「速度が遅い」等の理由で自主的に解約する場合であっても、日割り計算による返金や既払料金の返還には一切応じられません。

第 9 章 雑則

第 36 条（損害賠償の制限）

1. 当社が、本サービスの提供に関して契約者に対して損害賠償責任を負う場合（当社の債務不履行または不法行為に基づく場合等を含みます)、当社の賠償責任の範囲は、損害が発生した月に契約者が当社に対して実際に支払った「月額利用料」の金額を上限とします。
2. 当社は、契約者に生じた特別損害、間接損害、偶発的損害、逸失利益、データの消失・破損、および第三者からの損害賠償請求に基づく損害については、その予見の有無を問わず、一切の責任を負わないものとします。
3. 前 2 項の規定は、当社に故意または重大な過失がある場合には適用されません。

第 37 条（非常事態時等の利用制限および免責）

当社は、天災地変（地震、台風、津波、洪水等)、戦争、暴動、内乱、労働争議、伝染病・感染症の流行、法令の制定・改廃、電気通信事業者の回線トラブル・保守点検、政府機関の命令、その他当社の合理的な支配を超える不可抗力により、本サービスの提供が遅延、中断、または不能となった場合、これにより契約者または第三者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

第 38 条（分離可能性）

本約款のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本約款の残りの規定、および一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第 39 条（協議解決）

本サービス、本約款、または利用契約に関連して、契約者と当社との間で問題、疑義、または紛争が生じた場合、両者は誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとします。

第 40 条（準拠法および専属的合意管轄裁判所）

1. 本約款、利用契約、およびこれに関連して生じる一切の権利義務の解釈、効力、履

行、および紛争に関する準拠法は、日本法とします。

2. 前条の協議によっても解決に至らず、本サービス、本約款、または利用契約に関連して訴訟または民事調停の必要が生じた場合、訴額に応じて、「那覇地方裁判所」または「那覇簡易裁判所」を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本規約は令和 8 年 8 月 1 日から実施します。

令和 8 年 9 月 5 日 改定（同日施行）

令和 8 年 10 月 27 日 改定（同日施行）